

第2期 新させぼっ子 未来プラン

中間見直し版

～“キラッ人”で子育てしやすいまちづくり～

次世代育成支援佐世保市行動計画

佐世保市子ども・子育て支援事業計画

令和2年度▶令和6年度



佐世保市

I 計画の位置付け・概要

(1)法的根拠～「子ども・子育て支援法(抄)」

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下、「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

(2)本市計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間

(3)記載事項

①教育・保育提供区域の設定

②教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施期間

③地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期

④子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

《今回の中間見直しの主な項目》

令和2年度及び3年度の実績値を踏まえ、「量の見込み」及び「確保方策」の目標値を再検討

II 見直しの根拠及び本市の対応の方向性

(1)根拠規定(平成26年内閣府告示第159号:基本的指針)

「法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、(中略)量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる」ため、市町村は、「必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと」

(2)見直しの要否(平成29年内閣府・作業の手引)

・教育・保育の「量の見込み」において、支給認定区分ごとの子どもの実績値が、量の見込みよりも10%以上のかい離がある場合には、原則として見直しが必要。

・10%以上のかい離がない場合でも、以下の場合、見直しを行う。

①平成29年度末以降も引き続き受け皿の整備を行わなければ、待機児童等の発生が見込まれる場合

②すでに市町村計画において年度ごとに設定した目標値を超えて整備を行った年度がある場合

・地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」についても、必要に応じ見直す。

(3)第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について

<内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)令和4年3月18日付通知>

◇教育・保育の「量の見込み」及び「提供体制の確保の内容」等の見直し

(I)実績値の把握

(II)実績値と「量の見込み」との比較

(III)要因分析

(IV)「量の見込み」の補正

(V)「提供体制の確保の内容」の変更

◇地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「提供体制の確保の内容」等の見直し

教育・保育の「量の見込み」及び「提供体制の確保の内容」の変更併せて、必要に応じ、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「提供体制の確保の内容」の変更を行う必要がある。

※ただし、新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮し、令和4年度の見直しの要否を判断すること。

《本市対応の方向性》

◆教育・保育の量の見込み(確保方策)について

⇒人口、特に乳幼児の人口減少傾向が続く中、最新の入所児童数等の推移をもとに適宜見直します。

◆地域子ども・子育て支援事業の量の見込み(確保方策)について

⇒地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、放課後児童クラブを始め、ニーズ量の推移を見極め、適宜見直します。

Ⅲ 教育・保育の「量の見込み」と「確保方策(確保量)」

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づき、教育保育提供区域を設定し、教育・保育に係る事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示すものです。
本市に居住する子どもについて、「現在の幼稚園・保育所・認定こども園・認可外保育施設等の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて以下の区分を設定します。

- 1号認定 3～5歳の幼児期の教育を受ける子ども(子ども・子育て支援法第19条1項1号に該当:教育標準時間設定)
- 2号認定 3～5歳の保育の必要性のある子ども(子ども・子育て支援法第19条1項2号に該当:満3歳以上・保育認定)
- 3号認定 0～2歳の保育の必要性のある子ども(子ども・子育て支援法第19条1項3号に該当:満3歳未満・保育認定)

【教育・保育の量の見込み】(1号・2号・3号認定の見込み数(計画策定当初)【単位:人】)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	2,993	2,875	2,817	2,785	2,788
2号認定	3,516	3,377	3,309	3,270	3,275
3号認定(0歳)	946	972	996	1,007	1,020
3号認定(1・2歳)	2,577	2,694	2,736	2,759	2,770
合計	10,032	9,918	9,858	9,821	9,853

令和2～3年度実績 及び 令和4年度以降見直し(案) 【単位:人】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	2,587	2,435	2,339	2,267	2,196
2号認定	3,932	3,847	3,696	3,582	3,469
3号認定(0歳)	819	802	841	843	843
3号認定(1・2歳)	2,548	2,607	2,552	2,565	2,625
合計	9,886	9,691	9,428	9,257	9,133

教育・保育の量に係る需給については、既存施設の範囲において、一定のバランスが保たれているものと考えられます。
地域別のニーズに対しては、教育・保育環境の整備におけるソフト及びハード両面での対応を視野に入れながら、適切かつ柔軟な運用を図っていくことが求められます。

【確保方策の方向性】 【単位:人】

	令和2年度 10,032人			令和3年度 9,918人			令和4年度 9,858人			令和5年度 9,821人			令和6年度 9,853人		
	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定
確保方策計	2,993	3,516	3,523	2,875	3,377	3,666	2,817	3,309	3,732	2,785	3,270	3,766	2,788	3,275	3,790
特定教育 保育施設	2,259	3,472	3,394	2,141	3,333	3,537	2,083	3,265	3,603	2,051	3,226	3,637	2,054	3,231	3,661
特定地域型 保育事業	0	18	29	0	18	29	0	18	29	0	18	29	0	18	29
確認を受けない 幼稚園	734	0	0	734	0	0	734	0	0	734	0	0	734	0	0
認可外保育 施設	0	26	100	0	26	100	0	26	100	0	26	100	0	26	100

【確保方策の方向性】 【単位:人】

	令和2年度 10,531人			令和3年度 10,569人			令和4年度 9,428人			令和5年度 9,257人			令和6年度 9,133人		
	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定
確保方策計	3,370	3,764	3,397	3,179	3,935	3,455	2,339	3,696	3,393	2,267	3,582	3,408	2,196	3,469	3,468
特定教育 保育施設	3,030	3,724	3,218	2,870	3,854	3,267	2,030	3,615	3,205	1,958	3,501	3,220	1,887	3,388	3,280
特定地域型 保育事業	0	14	28	0	13	35	0	13	35	0	13	35	0	13	35
確認を受けない 幼稚園	340	0	0	309	0	0	309	0	0	309	0	0	309	0	0
認可外保育 施設	0	26	151	0	68	153	0	68	153	0	68	153	0	68	153

IV 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策(確保量)」

(計画策定当初)

事業	区分		令和	令和	令和	令和	令和
			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①利用者支援事業 教育・保育施設や地域の子育て支援について情報収集を行うとともに、利用希望者への相談に応じ、関係機関等との連絡調整等を実施する事業。	基本型・ 特定型	量の見込み(実施体制)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		確保方策(実施体制)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	母子 保健型	量の見込み(実施体制)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		確保方策(実施体制)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②地域子育て支援拠点事業 乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。	量の見込み(月あたり延べ利用件数)		8,290人	8,200人	8,120人	8,030人	7,950人
	確保方策 (実施体制)		* 公立の施設での対応 及び 民間施設への委託を通じ、子育て支援事業として「交流の場の提供・交流促進」、「子育てに関する相談・援助」、「地域の子育て関連情報の提供」、「子ども・子育てに支援に関する講習」等を実施。				
③妊婦健康診査 妊婦と胎児の健康の保持・増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施するとともに、妊婦期間中の医学的検査を実施する事業。	量の見込み (受診人数)		1,960人	1,930人	1,900人	1,870人	1,840人
	量の見込み (延べ受診回数)		23,520回	23,160回	22,800回	22,440回	22,080回
	確保方策		・実施場所:医療機関 ・実施時期:随時				
④乳児家庭全戸訪問事業 生後4か月までの乳児がいる全家庭を訪問し、「子育て支援に関する情報提供」、「乳児・保護者の心身の状況及び養育環境の把握」、「養育についての相談」を行う事業。	量の見込み(対象者数)		1,910人	1,890人	1,860人	1,830人	1,800人
	確保方策 (実施体制)		* 市(子ども保健課)において実施。家庭訪問員(平成30年度:14人)、助産師(平成30年度:5人)が訪問。 * 家庭訪問員は、市が実施している子育てサポーター養成講座を受講し、一定期間、子育て支援に関する活動の経験を有する者。				
⑤養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 (イ)養育支援訪問事業 児童の養育に支援が必要な家庭に対し、訪問による支援を実施し、家庭において安定した児童の養育が行えるようにする事業。	量の見込み(延べ訪問世帯数)		170件	170件	170件	170件	170件
	確保方策 (実施体制)		* 市(子ども保健課)において実施。 * 養育支援訪問員(平成30年度:5人)、養育支援助産師(平成30年度:5人)が訪問。 * 1回あたりの支援時間は2時間以内とし、回数は8回を限度。				
(ロ)子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 虐待問題や子育て家庭の様々な問題に対する予防や対応などを協議し、関係施設・機関等とともに包括的なサポートを行う事業。	実施の有無 (実施体制)		実施	実施	実施	実施	実施
			* 「佐世保市子ども安心ネットワーク協議会」における委員会や検討会の定期的な開催。必要に応じた個別ケース会議の開催を通じ、子どもを守るための包括的なサポートを行います。				
⑥子育て短期支援事業 保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが困難となった児童について、児童養護施設等において必要な保護を行うショートステイ事業及び夜間養護等を行うトワイライトステイ事業。	量の見込み(延べ利用人数)		130人	130人	130人	130人	130人
	確保方策(延べ利用人数)		130人	130人	130人	130人	130人

令和2～3年度実績 及び 令和4年度以降見直し(案)

令和	令和	令和	令和	令和
2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
1か所	0か所	1か所	1か所	1か所
1か所	0か所	1か所	1か所	1か所
1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
4,932人	4,483人	7,040人	6,900人	6,770人
同左				
1,815人	1,703人	1,630人	1,570人	1,500人
21,648回	19,378回	19,560回	18,840回	18,000回
・実施場所:医療機関 ・実施時期:随時				
1,657人	1,503人	1,640人	1,600人	1,550人
* 市(子ども保健課)において実施。家庭訪問員(令和4年度:12人)、助産師(令和4年度:6人)が訪問。 * 家庭訪問員は、市が実施している子育てサポーター養成講座を受講し、一定期間、子育て支援に関する活動の経験を有する者。				
112件	117件	170件	170件	170件
* 市(子ども保健課)において実施。 * 養育支援訪問員(令和4年度:2人)、養育支援助産師(令和4年度:6人)が訪問。 * 1回あたりの支援時間は2時間以内とし、回数は8回を限度。				
実施	実施	実施	実施	実施
同左				
93人	57人	130人	130人	130人
93人	57人	130人	130人	130人

事業	区分		令和	令和	令和	令和	令和	
			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
⑦ファミリーサポートセンター事業 乳幼児や児童(小学生)の預かり等の援助を受けることを希望する者(依頼会員)と当該援助を行う者(提供会員)との相互援助活動に関するコーディネートを行う事業。	量の見込み(延べ利用人数)		1,740人	1,750人	1,770人	1,790人	1,810人	
	確保方策(延べ利用人数)		1,740人	1,750人	1,770人	1,790人	1,810人	
⑧一時預かり事業 一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児について、幼稚園、保育所、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業。	幼稚園 在園児	量の見込み(延べ利用人数)	128,700人	132,250人	138,030人	144,820人	153,340人	
		確保方策(延べ利用人数)	128,700人	132,250人	138,030人	144,820人	153,340人	
	幼稚園 在園児以外	量の見込み(延べ利用人数)	4,040人	3,580人	3,180人	2,820人	2,500人	
		確保方策(延べ利用人数)	4,040人	3,580人	3,180人	2,820人	2,500人	
⑨延長保育事業 保育認定を受けた子どもについて、保育所、認定こども園等において、通常の11時間の保育時間を超えて保育を実施する事業。	量の見込み(利用実人数)		3,670人	3,670人	3,670人	3,670人	3,670人	
	確保方策(利用実人数)		3,670人	3,670人	3,670人	3,670人	3,670人	
⑩病児保育事業 児童が発熱等急な病気となった場合、病院、保育所等に付設された専用スペース等において、保育士等が一時的に保育する事業。	量の見込み(延べ利用人数)		3,200人	3,200人	3,200人	3,200人	3,200人	
	確保方策(延べ利用定員数)		9,408人	9,408人	9,408人	9,408人	9,408人	
⑪放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) 保護者が就労等によって昼間家庭にいない児童に対し、放課後や学校が休みの時などに、保護者が帰宅するまでの時間に遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業。	量の見込み (利用実人数)		全体	2,736人	2,843人	2,955人	3,027人	3,082人
			1年生	880人	916人	954人	978人	996人
			2年生	753人	785人	818人	839人	855人
			3年生	507人	528人	551人	565人	575人
			4年生	314人	323人	332人	339人	345人
			5年生	178人	184人	189人	193人	196人
			6年生	104人	107人	111人	113人	115人
確保方策(利用定数)		2,975人	3,055人	3,135人	3,215人	3,255人		
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 子どもが幼児教育・保育を受けた場合において、保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用や給食費(副食材料費)等について、世帯所得の状況等を勘案して、その一部を助成する事業。	実施の有無		一部実施	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施	
	実施内容		*新制度未移行の幼稚園を利用する児童の副食材料費の一部助成について実施します。なお、他の費用については、国の状況等を見ながら、必要に応じ検討していきます。					
⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業 [新規参入施設等への巡回支援] 市町村が教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業に新規参入する事業者に対して、事業経験のある者を活用して巡回支援を行う事業。 [認定こども園特別支援教育・保育経費] 健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園等に対して、職員の加配に必要な人件費の一部を助成する事業	今後の方針		*国の状況等を見ながら、必要に応じ、事業実施について検討していきます。					

令和	令和	令和	令和	令和
2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
2,212人	2,332人	2,430人	2,540人	2,650人
2,212人	2,332人	2,430人	2,540人	2,650人
104,896人	118,714人	120,950人	124,300人	127,140人
104,896人	118,714人	120,950人	124,300人	127,140人
2,327人	1,959人	3,180人	2,820人	2,500人
2,327人	1,959人	3,180人	2,820人	2,500人
3,069人	2,947人	3,140人	3,140人	3,120人
3,069人	2,947人	3,140人	3,140人	3,120人
1,603人	1,579人	3,200人	3,200人	3,200人
9,408人	9,408人	9,408人	9,408人	9,408人
2,757人	2,634人	2,731人	2,815人	2,790人
857人	757人	786人	796人	788人
713人	752人	784人	793人	785人
556人	499人	523人	542人	538人
332人	355人	357人	377人	373人
194人	166人	166人	175人	174人
105人	105人	115人	132人	132人
2,975人	2,965人	2,965人	3,045人	3,085人
一部実施	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施
同左				
同左				

■ 中間見直しを通して委員から寄せられた 第3期プラン策定に向けた今後の提言

◎計画全般について

将来の見直しにおいて、雇用や人口の動向に大きな影響を与える事業等が実施された場合は、将来の展望が見えるような計画を策定すること。また、各種事業に対する周知、認知度を高めるための取組について、意を用いること。

◎地域ごとの人口推計について

現行計画において、島しょ部が本土地域と合わせたエリア設定となっているが、島しょ部の状況が明確にならないため、次期計画においては、エリア設定に留意すること。また、大規模開発や小規模開発、斜面地や既存の住宅地エリアの再開発が予想されるので、都市計画などを始め、関係する部署と連携を取りながら、プランニングすること。

◎教育・保育の量の見込み及び地域子ども・子育て支援事業 放課後児童健全育成事業について

次期計画においては、子どもの数が減少傾向にあるなかで、教育・保育の量の見込みにおける地域ごとの需要の検討や、学校再編の進捗等を踏まえた放課後児童等健全育成事業における運営の見直し等について留意すること。

◎子どもの居場所・放課後の過ごし方等に関する今後のあり方について

地域子ども・子育て支援事業 利用者支援事業をはじめとして、子ども未来部が提供している既存サービス（保育所・ファミリーサポートセンター・児童センター・児童クラブ等）について、地域ごとの体制及び利用状況に格差が見受けられる。その背景として、個人と地域社会とのつながりが希薄化する一方、乳幼児における教育・保育や児童の放課後の過ごし方に対するニーズの多様化が挙げられる。また、サービス利用にあたっては利用料など、利用者の負担の有無または額が影響を与えていると考えられる。

子どもの居場所・放課後の過ごし方等に関する今後のあり方を検討するにあたっては、利用者の経済的な負担について配慮をしつつ、サービスに関する周知に努め、学校、関係団体ほか地域社会の協力を得ながら、提供サービスの地域間格差の是正に努めること。

◎子どもの貧困対策について

子どもの貧困対策について、第3期プラン策定においては、国のこども家庭庁の動向を踏まえ、佐世保市の貧困率などの指標も含めて検討するよう努めること。

◎保幼小連携の取組について

乳幼児施設と小学校との間で、保幼小連携の取組の認識に差異が生じていると感じているので、引き続き取り組んでもらいたい。

◎情報発信のあり方について

市Webサイトや公式SNSなどから発出される情報について、特に若い世代には十分に届いていない。
市民の関心を引くような、魅力ある情報発信を心がけるとともに、ただ単にSNSを利用するだけでなく、情報にたどり着くまでのクリック数を削減することや、すでに子育てに関する情報を発信している民間団体等と連携するなどの工夫をすること。

◎総括

日本における子ども・子育て支援については、一般的には1989年において合計特殊出生率が低下したこと(1.57ショック)を契機に、少子化問題が社会の中で認識され、浸透していくようになった。過去の社会福祉といえば、高齢者・介護の分野であるという認識が一般的であったが、子ども・子育てに関するサービスについても徐々に定着してきている。

しかしながら現在、少子化に歯止めがかからない状況にあるなかで、「子どもの貧困」・「虐待」・「発達や障がい」に関する課題等、支援を要する子どもやその家族とそのニーズは多様化している。

それに対し、各種事業の展開により、支援を要する子どもとその家族への対応は進められているが、次のステージとして、地域社会に潜在化している支援ニーズに対する人的資源・サービスが改めて必要となっていると考えられる。

日本は1994年に子どもの権利条約を批准しており、国連の子どもの権利委員会に対し、子どもに対する施策等、日本の取組状況について報告をし、それに対する勧告を受けている。この勧告において、子どもの貧困の問題や障がいのある児童、特に、ひとり親家庭への対応について不十分である旨の指摘を受け続けている。

そのような状況を踏まえ、令和4年6月の国会において、「こども基本法」という新しい法律が制定され、日本におけるすべての子どもたちの個人が尊重され、安心安全に成長していくために、子どもの権利を護る基本的な法律という位置づけとなる。

佐世保市においても、前述のニーズへの対応及び課題の解決のために、「こども基本法」の理念を踏まえ、真に実効性のある計画を策定し、事業を推進していただきたい。

■ 中間見直し作業を通じた今後の佐世保市の対応

現状

◎令和5年4月1日に“こどもまんなか社会の実現に向けて”設置される「こども家庭庁」では、年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援の実現、就学前の育ちの格差是正、こども・子育て当事者の視点に立った政策の実現に向けた様々な取組が予定されています。また、「こども基本法」の施行期日を迎えます。

◎「佐世保市子ども育成条例」においても、子どもが尊重され、幸せに育つとともに、子どもが誇りを持つことができるまちとなることを目指しています。

◎「佐世保市子ども・子育て会議」の第3期プラン策定に向けた今後の提言にもあるように、今の時代に即した施策・事業を行うことが求められています。

佐世保市が「育み、学び、認め合う『人財』育成都市」を目指す中で、「子どもを安心して産み、楽しく育て、子どもが健やかに成長できるまち」の実現に向け

今後について

◎国・県等の動向を注視し、子ども基本法・佐世保市子ども育成条例の理念を踏まえつつ、子育て世帯や地域のニーズ把握とそれに対応した多様で質の高い事業展開を図ります。また、地域全体で出産・子育ての希望をかなえられるようサポートする環境づくりの実現を図り、市民の皆様が必要とする次の政策・施策へとしっかりと繋げてまいります。

(参考)中間見直しに至る主な経過 ～「佐世保市子ども・子育て会議」における確認事項

開催時期	関連の議事項目
[第23回] 令和4年7月11日	○第2期 新させぼっ子未来プランの推進について (プランの振り返り・中間見直し・お子様の放課後の過ごし方アンケートの実施) ○佐世保市子ども・子育て会議分科会の設置の提案について
[分科会(※)第1回] 令和4年9月1日	○第2期 新させぼっ子未来プランの中間見直しについて ・教育・保育の量の見込み(確保方策)及び 子ども・子育て支援事業計画に関する現状と実績、今後の見通しについて
[分科会(※)第2回] 令和4年11月15日	○第2期 新させぼっ子未来プランの中間見直しについて ・『第2期 新させぼっ子未来プランの中間見直し(案)』の確認について
[第24回] 令和5年1月31日	○第2期 新させぼっ子未来プランの中間見直しについて ・第2期新させぼっ子未来プラン進捗管理分科会長から、『第2期 新させぼっ子未来プランの中間見直し』について、議論内容の報告

(※)分科会＝第2期新させぼっ子未来プラン進捗管理分科会

・令和4年7月11日の「第23回佐世保市子ども・子育て会議」にて、委員の皆様から了承され、「第2期新させぼっ子未来プラン」の進捗管理及び「子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しについて、集中的かつ特別に調査・審議するために設置された分科会

・委員構成:8名(学識経験者、子育て当事者<保護者など>、子育て支援団体、市民公募など)

・分科会開催回数:2回(令和4年9月1日と11月15日)

・分科会で議論された内容について、「第24回佐世保市子ども・子育て会議」にて分科会長から全体会へ報告

以 上



第2期 新させぼっ子未来プラン 中間見直し版

(佐世保市子ども・子育て支援事業計画 中間見直し版)

発行年月:令和5年3月

発行:佐世保市子ども未来部子ども政策課
(〒857-0042 佐世保市高砂町5番1号)

電話:0956-24-1111 (代表)

電子メール:kodosei@city.sasebo.lg.jp